

経営事項審査の改正の方向性

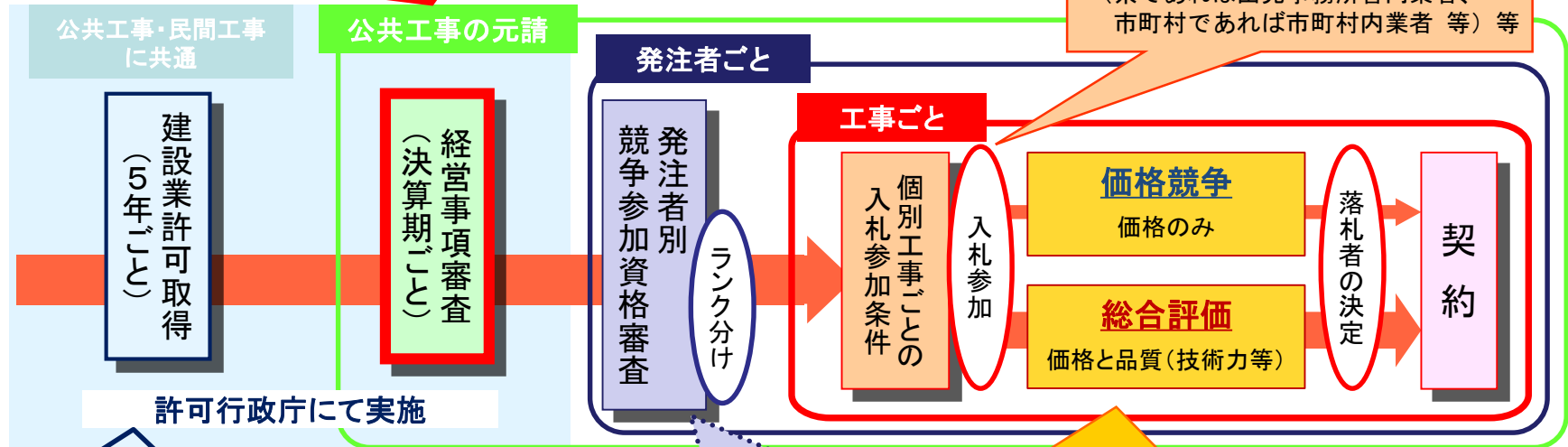
◆経営事項審査の総合評定値（客観点数）

経営規模、経営状況、技術力、社会性等（社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年）

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・工種・等級の選定
- ・施工実績
- ・配置予定技術者
- ・地域要件
(県であれば出先事務所管内業者、市町村であれば市町村内業者等)等



◆建設業許可の要件

- ・経營業務管理責任者
- ・営業所専任技術者
- ・財産的基礎・金銭的基礎
- ・暴力団員でないこと 等

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業に関する経営経験、技術者の設置、財産的基礎等についての要件を満たした事業者を許可

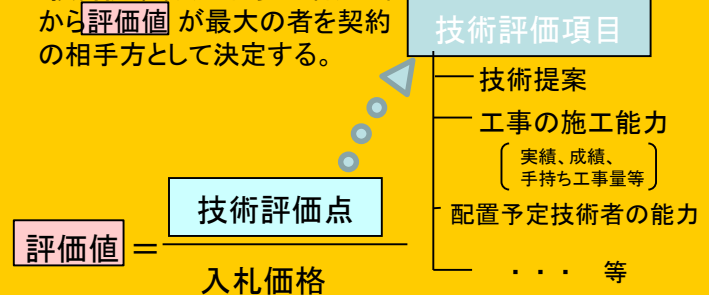
◆発注者別評価点

- ◎工事関連項目
(工事成績、技術者数、表彰実績 等)
- ◎社会性関連項目
(防災協定、地域貢献 等)

個別具体の契約の実態に即した一般競争を行わせられるよう、必要な資格を付加的に定める審査

【総合評価落札方式の評価方法】

◆技術提案者(入札参加者)の中から評価値が最大の者を契約の相手方として決定する。



○ 完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	最高点:2,061点 最低点:▲1,995点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,158 最低点:▲18点	

経営事項審査の改正の視点

改正の視点

建設業における①**担い手の育成・確保**、②**災害対応力の強化**、③**環境への配慮**を推進するため、これらに向けた建設企業の努力を適正に評価、後押しすることを検討したい。

① 担い手の育成・確保

- 建設工事の担い手の育成・確保の重要性は、元請下請を問わず、建設業界における共通認識。
- 現行経審では、自社で雇用する技術者及び技能者の育成・確保の状況は評価しているが、下請負人に雇用される者の処遇改善に係る取組に、特段の加点措置はない。
- また、建設業の働き方改革を推進する上で、ワークライフバランス(WLB)の視点も重要であるが、この点についても評価項目は存在しない。

OCCUSは、下請負人に雇用される者も含め、広く技能労働者の処遇改善のための取組であり、その取組状況を経営事項審査において適切に評価すべきではないか。

○また、WLBに関する取組についても、担い手の育成・確保に資するものであり、評価すべきではないか。

② 災害対応力の強化

○現在は地域防災への備えの観点から、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な6種類の建設機械の保有状況を評価しているところであるが、この他に実際の現場で活躍している建設機械も存在するとの声。

○建設業者の地域防災に関する対応力をより積極的かつきめ細かく評価するため、加点対象とする建設機械の種類拡大を検討してはどうか。

③ 環境への配慮

○環境への配慮に関する取組としては、ISO14001の認証について評価しているが、脱炭素に向けた動きが加速している中、建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められているところ。

○脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合には加点評価してはどうか。

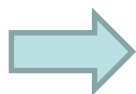
公共工事品確法上の責務と経営事項審査の対応

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)」(抄)

第8条第3項

受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上(A)、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上(B)並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保(C)並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件(D1)、安全衛生その他の労働環境の改善(D2)に努めなければならない。

品確法第8条第3項上の努力義務	経営事項審査での措置の状況	各項目の評点	総合評定値Pに対する評点
A 技術的能力の向上	技術力Z・・・技術職員数及び元請完工高を評価 W10・・・技術者側の評価として、CPD取得単位を評価	Z:最大2,441点 W10:最大10点	Z:約610点 W10:約14点
B 生産性の向上	経営状況Y点・・・収益性・効率性に関する指標を採用 (総資本売上総利益率、売上高経常利益率)	Y:最大1,595点の内、30%程度寄与	Y:約319点の内、30%程度寄与
C 技術者、技能労働者等の育成及び確保	W9・・・“自社で雇用する”若年技術職員の育成及び確保の状況を評価 W10・・・“自社で雇用する”技術者及び技能者の知識及び技術又は技能の向上に関する取組を評価	W9:最大2点 W10:最大10点	W9:約3点 W10:約14点
D1 賃金、労働時間その他の労働条件(の改善)	現状加点措置なし	-	-
D2 安全衛生その他の労働環境の改善	W1・・・法定外労災への加入を加点評価	W1:15点	W1:約21点



公共工事品確法第8条第3項の努力義務の内、下請負人に使用される者の労働条件の改善が元請企業の努力義務になっている一方、経営事項審査においては特段の加点等が措置されていない状況。

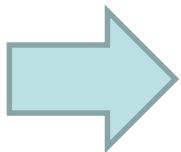
下請負人に使用される者の労働条件の改善に係る取組

下請負人に使用される者の労働条件に係る取組

- 技能者の処遇改善に関連した取組としては、「技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し、適正な評価と処遇につなげる仕組み」として建設キャリアアップシステムが平成31年4月より本格運用を開始しており、CCUSが導入された建設工事に従事する技能者の就業実績は、業界横断的に蓄積されるため、当該技能者は他の事業主の下で使用される際も、処遇の判断材料となる過去の就業実績を証明することができる。
- ただし、技能者が実際にCCUS上で就業実績を蓄積するには、元請企業がCCUSの現場登録やカードリーダーを設置する等、就業実績を蓄積するための環境を整備し、実績の蓄積に必要な費用(現場利用料等)を負担する必要がある。



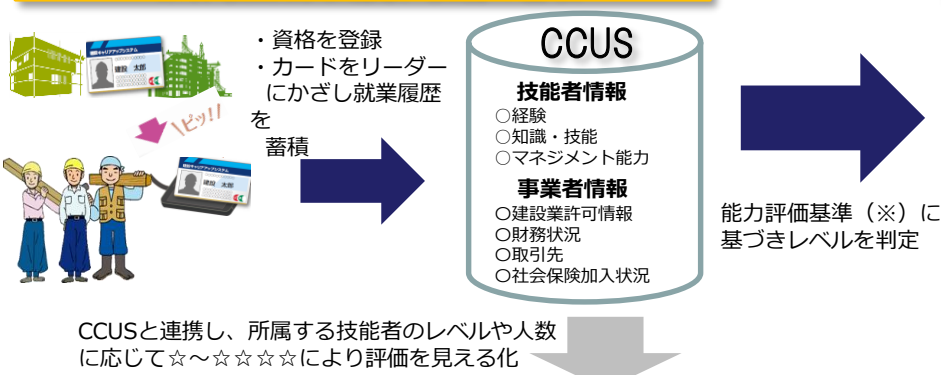
- CCUSを導入している元請企業は、自らの負担により、技能者の労働条件の改善に相応の役割を果たしていると考えられる。
- また、各都道府県発注工事においてもCCUSの企業評価への導入する動きが広がりつつある状況。



CCUSを現場で導入している元請企業を経営事項審査で評価することが適切ではないか。

- 「建設キャリアアップシステム (CCUS)」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代に**キャリアパスと処遇の見通し**を示し、**技能と経験に応じ給与を引き上げ**、将来にわたって**建設業の担い手を確保**し、ひいては、建設産業全体の**価格交渉力を向上**させるもの

業界横断的な経験・技能の蓄積

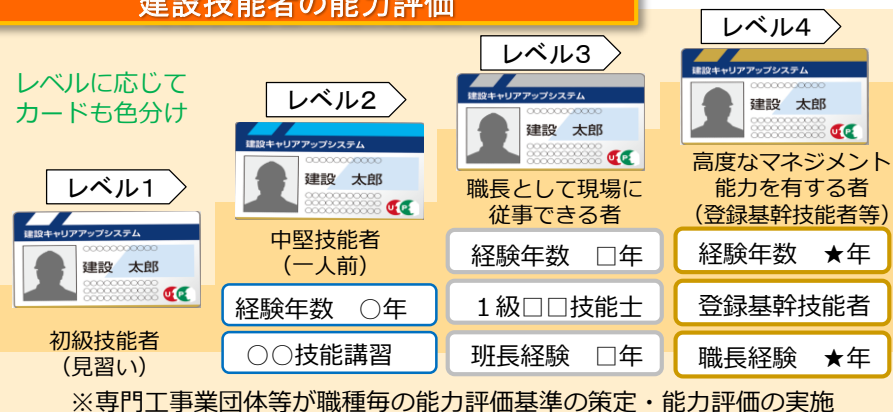


CCUSと連携し、所属する技能者のレベルや人数に応じて☆～☆☆☆☆により評価が見える化

専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容(イメージ)
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	〇〇年
	財務状況等	〇〇指標
		取引銀行; △△銀行〇〇支店
施工能力 ☆☆☆☆	社員数	取引先; ●●建設、▼▼工務店
	専門工事業団体加入	〇〇名(直用)
	建設技能者の人数	専門工事業団体に加入
		キャリアアップカードの保有人数
コンプライアンス ☆☆☆☆	施工現場	キャリアアップカードのレベル4-〇名 レベル3-〇名 レベル2-〇名 レベル1-〇名 動員力 〇〇名
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	■●病院、□〇ビル
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

建設技能者の能力評価



(例) 各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安(年収)の設定額		
		レベル4	レベル3	レベル2
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	820~620万円	640~590万円	550万円
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	700万円	600万円	400万円
トンネル技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	1200万円	1100~850万円	750~500万円
基礎ぐい工事技能者	(一社)全国基礎工事業団体連合会	723~620万円	673~576万円	462~344万円

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

- ・CCUSと建退共の連携: CCUSカードをタッチすることで、**建退共掛金が充当**
- ・社保加入確認: **作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**
- ・公共工事等での活用: 国直轄工事での**CCUS義務化・活用推奨モデル工事**の実施、地方自治体発注工事での**CCUS活用**の取組
- ・レベルに応じた賃金支払い: レベルに応じた**賃金目安の設定**、下請けによる**職長手当等マネジメントフィーの見積への反映**・元請による**見積尊重**
- ・更なる利便性向上: **顔認証入退場の推進**、マイナポータルとの連携

(参考)建設キャリアアップシステムの利用状況

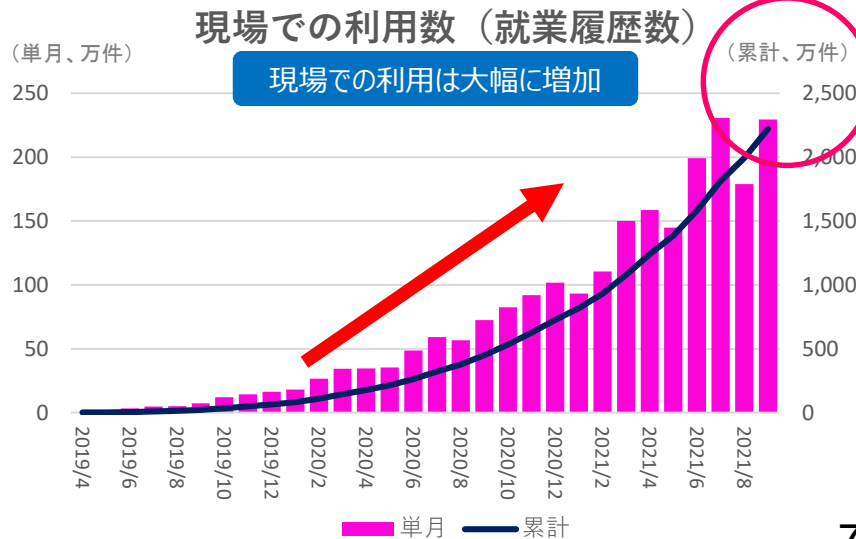
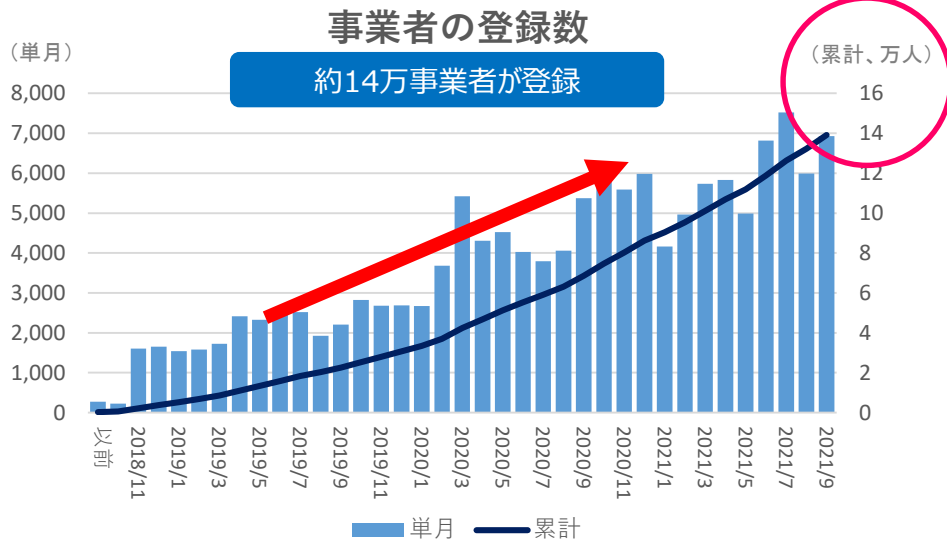
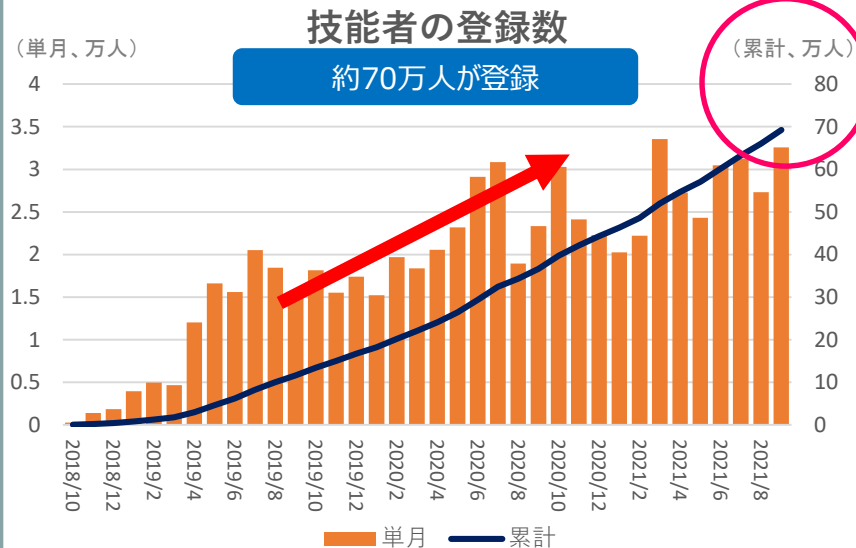
中央建設業審議会資料
(令和3年10月15日開催)

- 技能者は**約70万人**が登録済み
(今年度内に80万人に達するペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準)
- **現場での利用数**※は大幅に増加
(※就業履歴数。直近で月・約230万回 (令和3年9月実績))
- **事業者の登録は約14万事業者**※が登録
(※うち一人親方は約4万事業者)

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	692,511 人	3,180,000人	139,169社	200,279 社

(注) 技能者登録、事業者登録数はR3.9末時点。
技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より国土交通省推計。
工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より



Step.1 情報の登録・登録料の支払 (技能者の方)



技能者

- 必須情報
 - ・本人情報 (住所、氏名、生年月日、性別、国籍 等)
 - ・所属事業者名、職種
 - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
- 推奨情報
 - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
 - ・健康診断受診歴 等

Step.2 カードの取得



Step.5 就業履歴の蓄積



Step.6 経験の見える化

いつ、どの現場で、どの職種で、どの立場（職長など）で働いたのか、日々の就業実績として電子的に記録・蓄積されます



☆下請事業者の方

Step.1 情報の登録・登録料の支払

事業者

下請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

技能者と所属事業者の関連付け

Step.4 施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報（氏名、職種、立場（職長等））を登録

- ・請負回数
- ・所属技能者の情報 等

Step.3 現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等

☆元請事業者の方

Step.1 情報の登録・登録料の支払

事業者

元請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

【重要】

利用するために必要なモノ

- ①事業者ID、技能者ID（カード）
- ②現場運用マニュアル
- ③建レコ
- ④カードリーダー
- ⑤パソコンまたはiPad、iPhone

技能者の登録料

●簡略型登録料：2,500円(据置)

※簡略型登録はインターネット申請のみ

●詳細型登録料：4,900円

(簡略型から詳細型への移行：差額2,400円)

※登録は、最初の登録から10年間有効
(カードに有効期限を記載)

※更新(再登録)時には、その時点のレベル
に従ったカードが交付

➤ 詳細型登録により、能力評価(レベル判定)への活用が可能(レベル判定料：
4000円/回)

※元請事業者にとっては、作業員名簿の記載効率化に
資する

➤ 簡略型登録でも就業履歴の蓄積、建退共
の掛金充当、現場での社会保険加入の確
認が可能

事業者の登録料・利用料

①事業者登録料(5年ごと)

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※5年ごとに更新
※一人親方の方は事業者
登録料は無料
※個人事業主の方の登録
料は6,000円

②管理者ID利用料

各事業者は、システムを操作し、情報閲覧、現場登
録、施工体制登録等を行うためには、IDが必要。
事業者登録時に付与される「事業責任者ID」と
「管理者ID」を利用することで、最大3階層を設
け、支店等单位で管理可能

ID数	料 金
1IDあたり	950/月換算
一人親方	200/月換算

※これとは別に現場管理を行う際に登録現場ごとに付
与され、施工体制登録や就業履歴の事後補正等のみ
に用いる「現場管理者ID」や、下請事業者・技能
者の代行申請に用いる「代行登録担当者ID」があ
り、これらは無料

元請事業者のみ

③現場利用料※元請事業者に対して毎月請求

技能者による就業履歴の蓄積(カードタッチ)1回ごと
に料金が発生※
タッチ実績に基づき、建設業振興基金が、元請事業者に
対して請求

就業履歴回数	料 金
1回	10円

※既存民間システムとCCUSの自動連携(API連携)が
元請により措置されている現場では、技能者は既存民
間システムによる就業履歴の蓄積方法によって、CCUS
にも就業履歴が自動的に蓄積されることが可能(この
場合も、現場利用料は発生)

- 現行の経営事項審査の評価項目には、WLBに関する項目は存在しないが、建設業界においても、働き方改革を推進することにより、女性を含めて、将来にわたって担い手の確保を図る必要がある。
- また、働き方改革は、業界全体のイメージアップのためにも、業界全体として取り組むことが重要であり、そのような取組が促進されるよう、WLBの実現に関する取組を加点評価してはどうか。
- なお、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」(R3.6すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)においても、公共調達において、女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を更に推進することとされている。

- WLBに関する認定制度としては、
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する「くるみん認定」
 - ・女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する「えるぼし認定」
 - ・若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定」などが存在しており、これらを経営事項審査の評価対象としてはどうか。



建設機械の保有状況に関する評価(対象機械の追加)

現状

○ 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。

※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点

○ 現在の加点対象機種は以下の6機種。

ショベル系掘削機



トラクターショベル



ブルドーザー



移動式クレーン

(つり上げ荷重3トン以上)



大型ダンプ



モーターグレーダー



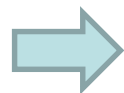
○上記の他、建柱車やロードローラー等、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在するとの声がある。

○建設業者団体へのアンケート等により実態を把握し、加点対象の拡大を検討してはどうか。

- 現在の経営事項審査においては、環境マネジメントシステムの認証であるISO14001の取得状況を加点評価しているが、経営事項審査を受審している建設企業のうち、中小規模の建設業者においてISO14001を取得している割合は小さい。
- 脱炭素に向けた動きが加速する中、中小・零細規模の建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められている。
- このため、脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合に加点評価してはどうか。
- 例えば、各都道府県の競争参加資格審査では、中小企業でも取得が容易な環境マネジメントシステムに関する認証である、「**エコアクション21**」を加点する動きが広がっており(現在31の自治体で評価)、当該認証は加点対象の候補として想定される。

完成工事高階層別の経審受審企業数とISO14001による加点を受けた企業数

完工高区分	経審受審 業者数(A)	ISO14001加点 業者数(B)	B/A
1億未満	62,705	473	0.75%
1億以上10億未満	65,595	4,270	6.51%
10億以上50億未満	8,647	1,971	22.79%
50億以上200億未満	1,337	439	32.83%
200億以上	432	215	49.77%
合計	138,716	7,368	5.31%



中小零細規模の建設業者の多くはISO14001による加点を受けていない状況

(参考)エコアクション21とISO14001の比較

項目	エコアクション21	ISO14001
策定	環境省	国際標準化機構
適用範囲	日本国内	世界各国
要求事項	14項目	32項目
審査員による 指導・助言	可能	不可
活動レポート	作成必須 ※環境経営レポート	作成任意

エコアクション21は、中小事業者の実務負担にも配慮した内容となっており、把握する環境負荷項目や取り組むべき活動が決まっている。

○把握する環境負荷項目：

二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水使用量、化学物質使用量

○取り組むべき活動：

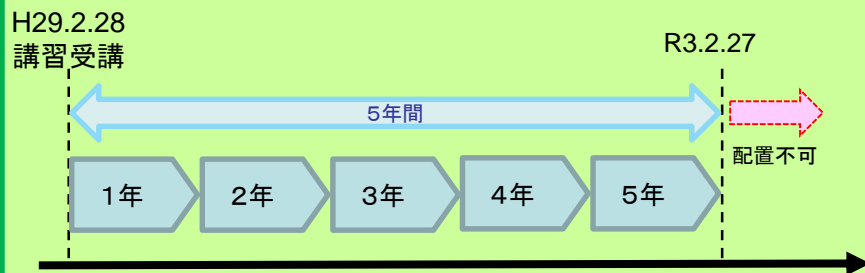
省エネ、廃棄物削減・リサイクル、節水、自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善など

【専任の監理技術者として配置可能な期間】

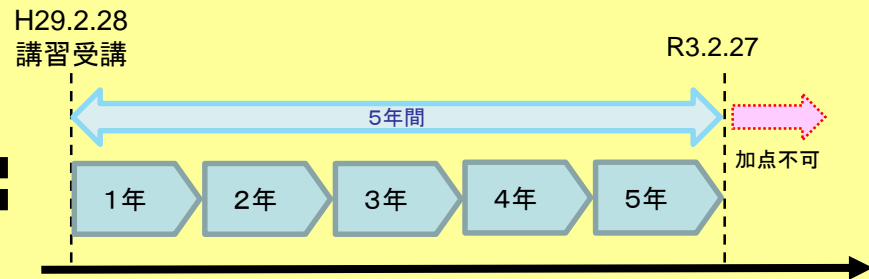
【監理技術者の経審上加点可能な期間】

(R2年9月末まで)

監理技術者講習を受講から5年間配置可能
=H29.2.28 ~ R3.2.27



監理技術者講習受講から5年間加点可能
=H29.2.8 ~ R3.2.27



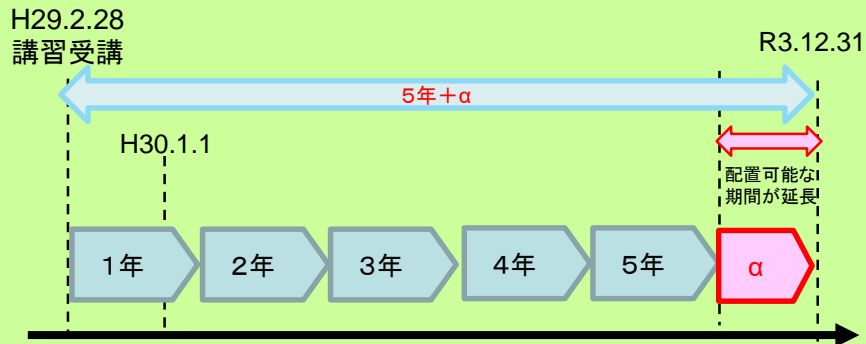
改正済



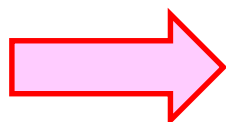
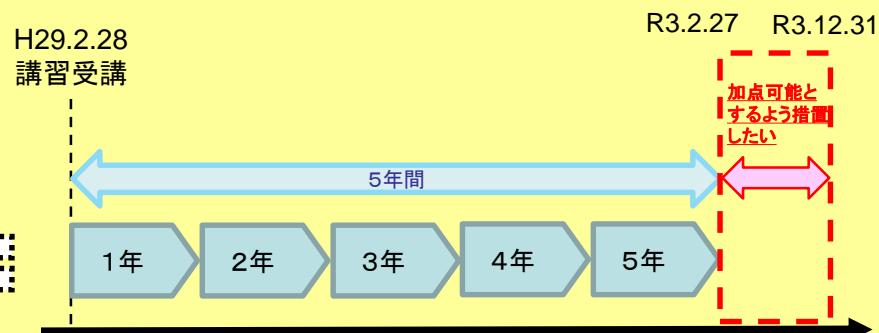
(現在は変更されていない)

(R2年10月以降)

監理技術者講習を受講した年の翌年の開始の日から5年間配置可能
=H29.2.28 ~ R3.12.31



経審の審査基準は変更されていないため、現場に配置可能な期間と、経審上加点可能な期間にズレが生じている状況



専任の監理技術者として現場に配置可能な期間は、もれなく経営事項審査においても加点可能となるよう、措置したい。